

働く世代の健康増進事業委託業務  
プロポーザル 募集要項

令和3年4月

岐阜県健康福祉部保健医療課

# 「働く世代の健康増進事業委託業務」 プロポーザル募集要項

岐阜県では、「第3次ヘルスプランぎふ21」に基づき、県民の生涯を通じた健康づくりを推進しています。働き盛り世代は社会の担い手であり、人生100年時代を迎えようとする現在、働き盛り世代の健康維持が重要と考え、平成30年9月より「清流の国ぎふ健康経営推進事業」を開始しました。生活習慣病発症予防のためにも、青年期、中年層の健康づくりを後押しする環境の整備が必要であることから、運動を重点とした「働く世代の健康増進事業」により、働く世代が自然と運動につながる環境を目指します。

「働く世代の健康増進事業委託業務」の実施にあたり、より効率的・効果的に行うための提案を募集します。

## 第1 募集の内容

### 1 委託業務名

働く世代の健康増進事業委託業務

### 2 委託業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり

### 3 委託業務期間

契約締結日から令和4年3月15日まで

### 4 委託費の上限

上限額：3,108,042円（消費税及び地方消費税額を含む。）

## 第2 プロポーザルに係る事項

### 1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）であって、次の①から⑩までのすべての要件を満たしていることとします。

①岐阜県内に本社、本店または活動拠点を置いている法人等であること。

②「働く世代の健康増進事業委託業務プロポーザル評価会議」（以下、「評価会議」という。）の開催日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）掲載されている者であること。

③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

④役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

⑤次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

- ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- イ 会社更生法（令和 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
- ウ 破産法（令和 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑧岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置をプロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までに受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑨宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑩県税等の公租公課について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がない者。

## 2 企画提案書の作成

事業の企画を、企画提案書（様式 2）に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格 A 4 型（一部 A 3 型資料折込使用可）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

## 3 プロポーザルの手続等

### (1) スケジュール

項 目	日 程
① 募集要項等の公表・配布	令和 3 年 4 月 2 7 日（火）～5 月 1 8 日（火）
② 募集要項等に関する質問受付	令和 3 年 4 月 2 7 日（火）～5 月 1 8 日（火）
③ プロポーザル参加申込受付	令和 3 年 4 月 2 7 日（火）～5 月 1 8 日（火）
④ 企画提案書の受付	令和 3 年 4 月 2 7 日（火）～5 月 2 7 日（木）
⑤ プロポーザル評価会議	令和 3 年 6 月 1 6 日（水）
⑥ 評価会議結果の通知・公表	令和 3 年 6 月末（予定）

### (2) 募集要項等の公表・配布

- ① 配布日時 令和 3 年 4 月 2 7 日（火）～ 令和 3 年 5 月 1 8 日（火）まで  
午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分（土日祝日を除く）
- ② 配布場所 岐阜県健康福祉部保健医療課健康推進室 健康増進係  
（〒500-8570 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番地 1 号 岐阜県庁 9 階）

※募集要項等は、岐阜県庁ホームページからも入手できます。

「[トップ](#) > [県政情報](#) > [入札・公売](#) > [公募型プロポーザル](#)

([https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search\\_bid\\_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1](https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1))」

### (3) 募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 質問書受付期間

令和3年4月27日（火）～ 令和3年5月18日（火）午後5時15分まで

② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書（別添1）を保健医療課あてにFAX又は電子メールにファイル（ファイル形式は、ワード文書ファイルとしてください。）を添付し提出してください。

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県庁ホームページにて公表します。

「[トップ](#) > [県政情報](#) > [入札・公売](#) > [公募型プロポーザル](#)

([https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search\\_bid\\_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1](https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1))」

### (4) プロポーザル参加申込書の提出方法

① 受付期間

令和3年4月27日（火）～ 令和3年5月18日（火）午後5時15分まで

② 提出方法

参加希望者は、参加申込書（様式1）を保健医療課まで持参又は郵送にて提出してください。郵送の場合も、令和3年5月18日（火）午後5時15分必着となります。

また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

### (5) 企画提案書等の受付

① 受付期間

令和3年4月27日（火）～ 令和3年5月27日（木）午後5時15分まで

② 提出書類

- (1) 企画提案書（様式2）
- (2) 見積書（様式3）
- (3) 法人等概要書（様式4）
- (4) 誓約書（様式5）
- (5) その他関係資料

③ 提出部数

9部（原本1部、副本8部）

④ 提出方法

保健医療課まで持参又は郵送にて提出してください。

郵便の場合も、令和3年5月27日（木）午後5時15分必着となります。

また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

## (6) プロポーザル参加に際しての注意事項

### ① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがあります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

オ プロポーザル評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ 事業者評価終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

### ② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

### ③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

### ④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

### ⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

### ⑥ 費用負担

提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

### ⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等提出書類の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日の前日までに、辞退届（様式自由）を保健医療課に持参又は郵送により提出してください。

## (7) 見積書作成に当たっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

② 見積もりにあたっては、以下の点に留意してください。

- ・見積費用は、人件費、旅費、印刷費、発送費、消耗品費等について記載してください。
- ・一般管理費は、人件費及び事業費の合計額の10%以内としてください。

## (8) プロポーザル関係書類の送付先

岐阜県健康福祉部保健医療課健康推進室 健康増進係  
(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番地1号 岐阜県庁9階)

## 第3 評価に係る事項

### 1 評価方法

提案の評価は、県が別に定める構成員により組織された「働く世代の健康増進事業委託業務プロポーザル評価会議（以下「評価会議」という。）」が行います。

なお、委託者の審査に当たっては、評価項目（別添2）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等の評価、採点します。

### 2 評価会議

#### (1) 開催日時

令和3年6月16日（水）

#### (2) 開催場所

岐阜県庁10階健康福祉部会議室（藪田南2-1-1）

#### (3) プロポーザルの所要時間

- ・プレゼンテーション 15分間
- ・選定委員からの質疑 10分程度

#### (4) 注意事項

- ・各応募者への正式なプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書提出後、別途連絡します。
- ・各応募者は、他の応募者のプロポーザル提案を傍聴することができません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象といたしません。また、評価会議に出席しなかった場合、企画提案書は無効とします。
- ・プレゼンテーション当日、新規に資料を追加することはできません。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用することができません。企画提案書受付期間中に提出した資料（受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した資料の提出は可）のみで、プレゼンテーションを実施してください。

### 3 評価項目及び評価内容

別添2のとおり

### 4 契約交渉の相手方の選定方法

県が別に定める「働く世代の健康増進事業委託業務」プロポーザル評価要領に基づき、評価会議において次のとおり選定します。

ア 評価会議各構成員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各構成員の評価点を合算した値が最低基準点に満たないプロポーザル参加者は選外とします。

イ 順位点として、1位には提案者数と同一の点数（例えば、提案者数が5者であれば5点。）、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を順位点として付与します。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を、

同順位の提案者数で除して得られる点数とします。

ウ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付けます。ただし、順位点の合計が同点の場合は、見積額が少ない者を高い順位とします。なお、同点かつ見積額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決定します。

エ 最も順位が高い者を最優秀提案者として選定します。

オ 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点（6割）を満たすときは、当該応募者を契約交渉の相手方とします。基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合は、再度公募を実施します。

## 5 選定結果の通知及び公表

評価結果は、評価会議終了後、契約交渉の相手方が決定してから、提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。なお、電話等による問い合わせには応じません。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称、評価点
  - ② 全提案者の名称（申込順）
  - ③ 全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。）
  - ④ 最優秀提案者の選定理由
  - ⑤ 評価会議構成員の氏名
  - ⑥ 最優秀提案者との契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由
- なお、応募者が2者の場合は、③は公表しません。

## 第4 契約の締結

### 1 仕様書の協議

選定した契約交渉の相手方と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させたいうで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約交渉の相手方と県との協議により必要に応じて内容を変更したうで契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した契約交渉の相手方と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において順位点が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る）と協議を行うこととします。

### 2 その他

選定した契約候補者が、岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、評価会議から本契約締結までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除します。

## 第5 業務の適正な実施に関する事項

### 1 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううで必要と思われる業務については、県と協議のうで、業務の一

部を委託することができます。

## 2 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

## 3 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

## 第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

### 1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

### 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

## 第7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁9階）

岐阜県 健康福祉部 保健医療課 健康推進室 健康増進係

TEL：058-272-1111（内線2539） FAX：058-278-2624

電子メールアドレス：[c11223@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11223@pref.gifu.lg.jp)



別添1

年 月 日

岐阜県健康福祉部  
保健医療課長 行

## 公 募 要 領 等 に 関 す る 質 問 書

「働く世代の健康増進事業委託業務」プロポーザル募集要領等について、質問事項がありますので提出します。

法人名称：  
所在地：  
担当者名：  
電 話：  
F A X：  
電子メール：

質問項目	(募集要領・仕様書の別 項目 ページ数等) ●
内容	●

(注意) 質問事項は、当様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

提出先 岐阜県健康福祉部保健医療課健康推進室健康増進係

F A X 0 5 8 - 2 7 8 - 2 6 2 4

E-mail [c11223@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11223@pref.gifu.lg.jp)

**働く世代の健康増進事業委託業務  
評価基準（評価項目及び評価内容）**

## 1 評価の方法について

企画提案の内容・実施能力等に関する評価

【事業の企画・実施】(70点) + 【事業の実施体制・運営】(30点) = 【評価点】(100点)

## 2 採点について

下記評価項目に基づき採点する。

なお、評価会議構成員の評価点の平均が基準点(60点以上)以上であることを最低基準とする。

評価項目及び評価内容		評価基準点				
		非常に 優秀	優秀	ふつう	やや劣る	劣る
1	<b>事業の企画・実施(70点)</b>					
	(1) 全体について(10点)					
	募集要項・仕様書に基づき、目的を十分理解した内容であり、スケジュールは妥当かつ現実的なものか。	10	8	6	4	2
	(2) 運動に関する講座について(40点)					
	運動習慣の定着を促す講座の内容が提案されているか。	15	12	9	6	3
	実施対象数は、より多くの企業及び従業員に対して十分に運動機会を提供できる数となっているか。	15	12	9	6	3
	講座は、企業の希望に合わせて選択が可能となるよう複数企画されているか。	10	8	6	4	2
	(3) 運動に関する動画の作成・配信(20点)					
	講座の内容をふまえ、継続した運動の実施が見込める動画内容が提案されているか。	15	12	9	6	3
	企業での活用を考慮した動画の提供方法などが提案されているか。	5	4	3	2	1
2	<b>事業実施体制・運営(30点)</b>	非常に 優秀	優秀	ふつう	やや劣る	劣る
	(1) 事業実施の能力(10点)					
	本事業に類する事業を実施する実績を有しており、その経験等を十分に生かせることが期待できるか。	10	8	6	4	2
	(2) 事業実施体制の妥当性(10点)					
	事業を適正かつ確実に実施できるよう、十分な人員体制が整っているか。	10	8	6	4	2
(3) 事業費の妥当性(10点)						
事業費の積算は妥当で、価格の点で優れた提案となっているか。	10	8	6	4	2	